

地方からの提案個票

<各府省第2次回答まで>

重点	ヒアリング事項	ページ
22	建築基準法第 86 条に基づく一団地認定の区域見直しに係る要件の緩和	1
23	特定都市河川に係る標識の設置の基準を都道府県等の条例で定めることの見直し	3
15	司書教諭の設置義務の緩和	6
14	中山間地域における通所介護事業所に係る報酬算定の対象の見直し	9
2	補助金申請システム等に係る利便性及び検索性の高い機能の整備	12
18	家畜以外の飼養動物に係る都道府県知事の防疫措置命令を可能とすること	15
17	財産区の土地を森林の施業・管理を目的として信託可能とすること	18
3	戸籍情報連携システムの利用対象事務及び利用対象者の拡大	21
6	景観計画の策定・変更における都市計画審議会への意見聴取を不要とすること	32

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

整理番号	258	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	258)			提案分野	09_土木・建築

提案事項(事項名)

建築基準法第 86 条に基づく一団地認定区域の区域見直しに係る要件の緩和

提案団体

東京都

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

建築基準法第 86 条に基づく一団地認定について、区域縮小のための同意の要件を緩和するなどの措置を講ずること。

具体的な支障事例

都営住宅団地には、住棟の低層部分に複数の店舗区画を有する併存店舗付き住棟が存在し、店舗所有者はそれぞれ建物の区分所有権及び土地の借地権を有している。

都営住宅の建替えにより創出する余剰地(以下「創出用地」という)について民間事業者等による活用を考えているが、一団地認定区域内に建物を建てる際は、認定区域全てについて、通風や日影等に係る建築基準法適合性を確認するために建築図面等の提出が必要となるほか、工事の発注時期を地権者と調整するなど手続きが煩雑になるため、民間事業者等から、当該創出用地を一団地認定区域から除外してほしいとの要望を受けている。

現状、一団地認定の区域縮小のための規定がなく、実施するには現在の一団地認定を一度取り消し、新たな区域で再度認定を取り直す必要があるが、一団地認定の取消・再認定には地権者の全員同意が必要となり、申請者の負担が大きいたとも、全員の同意を取れる保証がない中で、事業を進めていくことにリスクがある。

今後、一団地認定区域内において、都営住宅の建替えや国家公務員住宅の新設等が段階的に計画されており、その都度、同様の問題が発生し、事業を円滑に進めることができないという問題に直面することが想定される。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

防犯上等の理由から区域内の関係権利者と図面等を共有することに支障がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

一団地認定の区域縮小に係る全員同意要件を緩和することで、都営住宅の建替え事業を円滑に進めることができるようになる。

根拠法令等

建築基準法第 86 条第 1 項・第 2 項及び第 6 項、第 86 条の 5

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

いわき市、横須賀市、鳥取県

○提案団体が期待する効果とは異なるが、当市には共同住宅、大規模商業施設及び小規模店舗等で構成された既存の一団地認定区域があり、区域内の建築物が老朽化し、建替えるにあたっては、法第 86 条の 2 の規定により改めて認定を受ける必要があることから、建築主がマンションの管理組合や事業者ではなく、小規模店舗を所有する個人等の場合、関係権利者への説明や一団地認定区域内の建替える建築物以外の建築物の作図等の認定の手続きに対する負担が大きい。一団地認定区域の縮小が可能となれば、このような一団地認定区域においても建替えが容易になると考える。

各府省からの第 1 次回答

一団地認定制度において、区域を縮小する場合の実態を調査し、土地の所有者等による全員同意に係る緩和のニーズや区域を縮小する場合の土地の所有者等への影響などを把握した上で、今後の対応について検討する。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

一団地認定に係る手続きについて、特定行政庁は一団地認定の取消と再認定の手続きを一連のものとして把握しておらず、特定行政庁への調査では区域縮小の実態の把握や全員同意に係る緩和のニーズの把握は困難となることが想定される。また、区域縮小後も引き続き一団地認定の認定範囲にあり、適用される建築規制に変更がない土地の所有者等については、同意要件を求めないこととする余地があるものと考えている。これらの点も踏まえ、区域縮小の実態や全員同意に係る緩和のニーズの把握が可能な実態調査により現状把握をお願いしたい。

土地所有者等の全員同意の要件は、申請者に多大な負担を課しているだけでなく、一団地認定区域の変更を含んだ建築物の建替えや建替えにより創出した用地の活用を進めていく際の支障となっており、老朽化した建築物の更新、地域経済の活性化、地域特性に応じたまちづくりなどの妨げとなっていることから、全員同意の要件緩和について検討を進めていただくとともに今後のスケジュールについてもお示しいただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

今後の人口減少に伴う土地利用の在り方を考えると、取消しと再度の認定という二重の手続きの見直しだけでなく、死亡者や居所不明者等がいる場合の取扱いなど、全員同意等を必要とするそもそもの手続きについても、より簡便なものとなるよう検討が必要ではないか。

区域の縮小だけでなく拡大も視野に入れつつ、中長期的な視点も含め、区域変更の公益的な意義や各地権者に及ぼす影響等を考慮し、手続の簡素化が可能となるケースを整理していくべきではないか。

その際、容積率、建蔽率、日影規制等が変わらないのであれば、生ずる問題は外観等の事実上のものにすぎず、法制的には、財産権の侵害の可能性は非常に低いと解する余地もあるのではないか。

実態調査において具体的な事例を踏まえた地方自治体の意見や、全国的なニーズを丁寧に把握し、スケジュール感をもった検討を進めていく必要があるのではないか。

各府省からの第 2 次回答

提案団体からの指摘も踏まえ、全員同意に係る緩和のニーズ等を丁寧に把握した上で、引き続き検討を進める。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

整理番号	166	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	166)			提案分野	09_土木・建築

提案事項(事項名)

特定都市河川の標識の設置に係る条例委任の見直し

提案団体

群馬県、新潟県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

特定都市河川に係る標識の設置について、国土交通省令で定める基準をそのまま準用する場合は、都道府県や政令指定都市、中核市(以下、「都道府県等」という)において別途条例を定めなくてもよいこととする。

具体的な支障事例

【現行制度について】

近年、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化により、全国各地で大きな災害が発生していることから特定都市河川浸水被害対策法が令和3年5月に改正され、流域のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の本格的実践に向けて、特定都市河川の指定対象が全国の河川に拡大された。

特定都市河川浸水被害防止法で指定できる施設(雨水貯留浸透施設、防災調整池、貯留機能保全区域)に設置する標識の記載内容について、特定都市河川浸水被害対策法第38条、第45条及び第54条において、「国土交通省令で定める基準を参酌して都道府県の条例で定めること」を求めている。

【支障事例】【制度改正の必要性】

標識の記載内容は、参酌すべき基準として国土交通省令に具体的に列記されており、都道府県等が独自の基準を定める余地が少ないものの、条例で定めることを規定されていることによって、特定都市河川の指定に向けた手続きと並行して、条例制定に係る多大な事務負担が発生している。

【支障の解決策】

特定都市河川に係る標識の記載内容について、国土交通省令で定める基準を変更する場合のみ、都道府県等で条例を定めることとする。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県等の条例制定に係る事務負担を削減することができる。

根拠法令等

特定都市河川浸水被害対策法第38条第3項、第45条第1項、第54条第1項
特定都市河川浸水被害対策法施行規則第27条、第33条、第40条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

いわき市、石川県、京都府、広島市、久留米市

○特定都市河川の指定に向けた関係機関との合意形成された後に、条例制定に係る手続きを行う必要があることから、限られた時間の中での多大な事務作業に加え、特定都市河川の指定時期に大きな影響を及ぼす。
 ○当市は、中核市であり、現在、特定都市河川の指定はないが、令和元年東日本台風や令和5年台風第13号等により甚大な被害を受けており、今後、被害軽減に関し、特定都市河川の指定に向けた検討を行う可能性がある。
 この場合には、条例制定に係る事務負担が生じる事が懸念される。
 ○当該制度の運用については検討前のため、現状、改正の必要性は具体的に生じてないが、検討を進める中で制度改正の必要性が高まることは十分に考えられる。

各府省からの第1次回答

特定都市河川法第38条第3項、第45条第1項及び第54条第1項については、それぞれ雨水貯留浸透施設を設置した場合、保全調整池を指定した場合及び貯留機能保全区域を指定した場合に、標識を設置しなければならないことを規定している。
 この規定については、地域主権戦略大綱(平成22年6月22日閣議決定)に基づく検討の結果、標識については、一律に定められた基準に従うことを義務付けなくても、都道府県において適正な判断がなされることが期待できることから、「国土交通省令に定めるところにより」から「国土交通省で定める基準を参酌して都道府県の条例で定めることにより」に改めたところ。
 「求める措置の具体的内容」の検討にあたっては、こうした経緯も踏まえつつ、標識の内容や条例制定の事務負担など、まずは全国自治体における実態の把握が必要である。
 このため、当該事務に対応する自治体への調査を実施した上で、国土交通省の対応方針を回答する。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当県では、令和5年12月に特定都市河川を指定した。指定に際しては、省令に定められた基準で必要十分であると判断し、基準どおりの内容で標識設置に関する条例を制定したところであり、条例の制定はいわゆる「できる規定」で良いと考える。
 また全国的に、新たに特定都市河川の指定を検討している都道府県は多いと思われるため、他県のみならず、場合によっては権限委譲される市町村も含めると条例制定に関する事務負担の影響は大きいと考えたため提案に至った。
 指定を行う際に必要となる標識の内容や条例制定の事務負担のみならず、条例の制定内容に、省令に定める基準以外の内容を定めた自治体がどのくらいあるかなど、全国自治体の状況を把握の上、改めて条例委任の見直しを御検討いただきたい。また、具体的にどのようなスケジュールで調査を実施し、対応方針を決定するのか、御教示いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

流域治水について、地域で議論するという点では条例制定と親和性の高いテーマと思われ、制定するプロセス自体も大事であると考えられるため、条例の実態を確認するとともに、自治体の意向や条例制定に際して求められるサポート等を把握し、取組の一層の進展に向けた観点から対応等を検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

これまで、国土交通省では、特定都市河川制度に係る通達の発出等により、制度の解説、運用の明確化、技術的助言等を行ってきたところであり、この中で、標識設置についても、参酌基準以外の事項として住民等が理解しやすい内容に工夫することなど解説・助言を行ってきた。

その中で、今般実施した自治体への調査によると、参酌基準と同じ事項を条例に規定した自治体が多数を占めた一方、想定される参酌基準以外の事項を複数例示したところ、多数の自治体から有用との回答があった。さらには、自治体が特定都市河川浸水被害対策法によらず独自に設置又は管理する雨水貯留浸透施設等の標識において、参酌基準以外の事項を挙げている例が複数確認された。

これらを踏まえると、本制度の理解増進のための自治体への助言や、参酌基準の解釈に係る一層の周知を行うことを通じて標識設置に係る自治体の裁量範囲を明確化し、積極的な検討を促すことで、地域の実情に応じた自治体の創意工夫が期待できるものと考えられる。

また、「流域治水」の取組を全国的に推進していくという観点からも、流域関係者が一体となり、現場での創意工夫を含めた流域対策を推進することが重要であり、この取組の一つに位置付けられる雨水貯留浸透施設の設置等に係る事務においても、自治体の裁量のもと、主体性が発揮されることが望まれる。

以上より、雨水貯留浸透施設等の標識の設置基準については、自治体への助言・サポートの充実を図ることで、自治体の事務負担の軽減や創意工夫の促進に十分留意した上で、引き続き、現行法令のもと条例委任を継続すべきと考える。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

整理番号	199	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	199)			提案分野	05_教育・文化

提案事項(事項名)

司書教諭の設置義務の緩和

提案団体

八王子市

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

学校図書館法第5条第1項において12学級以上の学校については、司書教諭を設置する義務があるが、司書教諭を設置した場合と同程度の学校図書館の運用が図られる条件の下であれば(例: 司書資格や司書教諭資格を有する学校司書の配置があれば)、司書教諭を置かないことができるとしたい。

具体的な支障事例

異動事務及び教員採用においては、県費負担教職員が区市町村教育委員会に振り分けられるが、司書教諭資格所有者が潤沢に配置される訳ではない。特に中学校では、退職等する司書教諭が担当していた教科で、司書教諭資格保有者が代替要員として補充される確率は低い。そのため、各教員の希望はもちろん、教員の特性・能力、地区内における配置のバランスや学校の状況等を考慮した人事配置ができず、子どもたちにとって最適な教育環境の整備を行えていない状況となっている。具体的には、学年主任、進路指導主任、特定の部活の顧問ができる教員等が不足している状況の中、その条件を満たさない司書教諭を配置した場合、学年運営、進路指導への支障が生じるほか、部活動での技術指導が困難となる事態が生じる。また、学校図書館法第4条第1項で定める「学校図書館の運営」の内容は、司書教諭に限らず、司書教諭資格等を有する学校司書が行うことも可能と考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

司書教諭資格所有という理由だけで、配置先の学校が限定されてしまうことがなくなり、教員本人の特性や希望及び住所、地区内のバランス、学校の状況等を重視した人事配置が可能となることにより、子どもたちに対する最適な教育環境の整備がなされる。

根拠法令等

学校図書館法第5条第1項、学校図書館法附則第二項の学校の規模を定める政令(平成9年政令第189号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、岩手県、大田原市、上尾市、川崎市、長野県、浜松市、京都府、守口市、枚方市、熊本市、宮崎県

○市全体のバランスを鑑み、教員の特性や学校の実情に応じて適切な人事配置をしていきたいが、司書教諭の資格の有無が人的配置の一つの条件であることは、子どもたちの最適な教育環境を整えるうえで一つの障壁となっている。現在、市内には司書教諭の資格保持者が一定数いるため、制度改革の緊急性はまだ高くない。しかし今後、退職者数が増えていくことを見越すと、制度改革の議論が必要になると考える。

○当市においても、司書教諭の資格所有者が潤沢にいる状況ではなく、その有無により、市内人事異動の際に学校の課題に正対した人事配置ができなかったり、資格所有者の異動先が限定されたりする場合もある。

○提案団体と同様の事例があり、子どもたちに対する最適な教育環境の整備の観点から、制度改革が必要と考える。

○司書教諭資格の所有の有無が人事配置に影響を与えるため、今後、学校要望や本人希望に沿わない人事配置とならざるを得ないケースの発生が懸念される。

各府省からの第1次回答

司書教諭は、学校図書館法第5条第1項により学校図書館の専門的職務を掌るとされており、学校図書館の運営に関する総括、学校経営方針・計画等に基づいた学校図書館を活用した教育活動の企画・実施等を行います。

一方、学校司書は、学校図書館法第6条第1項により学校図書館の運営の改善及び向上を図るとされており、児童生徒や教員に対する直接的支援に関する業務(例:児童生徒や教員に対する閲覧・貸出し業務、ガイダンス、情報サービス、読書推進活動等)、間接的支援に関する業務(例:図書館資料の管理、施設・設備の整備、学校図書館の運営等)、教育指導への支援(例:授業のねらいにあった図書館資料の紹介・準備等、教科等の指導に関する支援)を司書教諭や教員とともに行うことが期待されています。

それぞれに異なる役割が定められており、特に司書教諭は、学校図書館を活用した授業を実践するとともに、教育指導法や情報活用能力の育成等について積極的に他の教員に助言することが期待されていることから、司書教諭講習を受講した教諭でなければなりません。

文部科学省としては、司書教諭の役割を定めた学校図書館法第5条第1項の趣旨を鑑みると、司書教諭に求められている職務・役割は教諭でなければ担うことができず、学校司書をもって充てることはできないと考えます。

なお、人事配置上の問題である場合、第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」において、「国が実施する各講習については、オンラインでも全課程を受講することができるよう改善を図る」とされており、オンラインやオンデマンド形式等多様な受講形態の促進等により受講者の講習の選択肢や受講機会の拡大を促すとともに、各学校へ司書教諭が配置されるよう施策の推進に取り組んでまいります。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

司書教諭が教育活動の中で担うべき役割を鑑みれば、司書教諭講習を受講した教員でなければその役割は果たせないことについては理解。しかし、教員の人事配置上、教員免許状以外に、講習を修了した者の配置義務があるのは司書教諭のみであり、人事配置という教育施策上の重要な事務において、最優先に考慮しなければならない。結果として、各教員の希望はもちろん、教員の特性・能力、地区内における配置のバランスや学校の状況等を考慮した人事配置ができず、子どもたちにとって最適な教育環境の整備を行えていない支障を理解して頂きたい。

また、教員の働き方が大きな社会問題となっている中、教員が休暇を取得できるのは主に長期休業期間中であり、たとえオンラインであっても、資格取得のために長期休業期間中に2週間もの講義を受講させることは、有給休暇の取得機会を阻害するものであり、教員の働き方改革を推進する中で地区教育委員会としても、代替措置無しに計画的に受講させることは難しいと考えているところ。

については、司書教諭の役割として求められる、「学校図書館を活用した授業を実践するとともに教育指導法や情報活用能力の育成等について積極的に他の教員に助言する」ことを維持しつつ、司書教諭課程を修了した者を学校司書として配置する場合など、司書教諭を配置した際と同程度の学校図書館の充実・運用が図られる場合には、司書教諭の配置を不要とするよう設置要件を緩和して頂きたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

司書教諭の設置にかかる義務付けについては、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止または努力義務化するべきである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

現行制度は、柔軟な教諭の人事配置の妨げになっている。当該支障を解決し、各学校へ司書教諭が配置されるよう、司書教諭講習修了者を増やすための方策等について、柔軟な制度運用を検討していただきたい。制度の検討に当たっては、提案団体等へのヒアリングを実施していただきたい。その際には、以下の項目について、適切に把握の上、対応策について検討していただきたい。

・学校図書館の現状と課題

（司書教諭と学校司書の連携状況・業務分担等）

・司書教諭資格の有無が柔軟な人事配置の妨げになっている現状と課題

（人事異動上の支障、教員の働き方改革の推進等）

・司書教諭講習の現状と課題

（講習に必要な科目と単位数の負担、講習修了に要する時間及び労力、講習実施時期や方法等）

・司書教諭講習修了者の現状と課題

（修了者の年齢構成・現任教諭と学生の比率等）

提案団体等へのヒアリングを踏まえた上で、具体的な対応策については、司書教諭の充足が厳しい現状において、司書教諭講習の受講機会の拡大を通じて、司書教諭講習修了者数を増やすべく、例えば、以下のような実効性のある案をお示しいただきたい。

・オンライン・オンデマンド形式の一層の活用を通じた講習受講期間の多様化

（現任教諭の講習受講の期間について、夏休み期間以外でも受講することができるようにするなど、受講機会の拡大を図ること等）

・教職課程への司書教諭講習科目の組み入れ

（学習指導要領で学校図書館の利活用が位置づけられていることから、教職課程に組み入れることで、学生の受講機会の拡大を図ること等）

各府省からの第2次回答

8月6日に提案団体へのヒアリングを実施し、司書教諭講習修了者（有資格者）が少なく、各学校の要望を踏まえた教員配置を行いたい、講習修了者の担当教科や年齢構成等に偏りもあり配置上の支障となっており、講習修了者数を増やす方策の必要性等を把握した。

講習受講機会の拡大に向けた講習の受講期間の多様化については、講習実施後の実施大学の教員等による評価や単位認定等の作業スケジュールの問題等から、夏期以外の期間に渡り講習を実施することは困難な現状がある。このため、多様な受講機会の拡大に向け、オンライン・オンデマンド等の一層の活用について、大学等に対し周知を行うことを検討する。

教職課程への司書教諭講習関係科目の組み入れについては、大学における教職課程は、教員としての最低限必要な知識及び技能を学ぶこと、各教科の専門的事項や指導法など、学ぶべき内容が広範多岐にわたること、各大学の自主性・自立性を活かした教育が求められることから、制度上、特定の個別課題について一律に必ず学ぶ構成にはなっておらず、司書教諭関係科目を組み込むことは困難である。大学が必要に応じ、司書教諭関係科目を教職課程に組み込むことを検討するよう、協力を促すことなどを検討する。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

整理番号	195	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	195)			提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

中山間地域における通所介護事業所に係る報酬算定の対象の見直し

提案団体

鳥取県、山形県、広島県、徳島県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

通所介護事業所(一般、地域密着型、認知症)は、利用者を事業所に通わせ、当該事業所において、サービスを提供した場合に報酬算定が可能であるところ、新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いとして、感染防止等の観点から事業所を休業した場合等に限定して、利用者の居宅を訪問してサービス提供した場合も、報酬算定が認められている。

これを、中山間地域等の訪問介護事業が不足する地域に限定して、平時においても適用していただきたい。

具体的な支障事例

中山間地域等を中心に、訪問介護事業所の不足が深刻となっている。訪問介護事業は、もともと都市部に対し、地方では低調な傾向にあるが、近年、中山間地において訪問介護事業所自体が減少傾向にある。減少傾向にある理由としては、訪問の担い手とともに、年間を通じて利用者の安定的なニーズがないことが挙げられる。(「積雪等がある時期は、安全面から自宅よりも施設で数日過ごしたい(過ごしてほしい)」という利用者やご家族の意向により、訪問介護からショートステイ等に移行されるケースが多い。)

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

通所介護事業所は、県内に訪問介護事業所の倍程度あり、中山間地にも立地していることから、必要に応じ通所介護事業所の余剰人員の訪問介護を可能とすることで、中山間地の訪問介護の利便性を高めることができ、事業者にとっては職員を有効活用し、事業効率(生産性)を高めることができる。また、訪問と通所に取り組むことで、職員の利用者への理解も深めることができる。

新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いで、通所介護事業者が訪問を行ったが、大きな問題は発生しなかったと思料。

根拠法令等

介護保険法第8条第7項、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第93条、第95条(平成11年厚生省令第37号)、新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)(令和2年2月24日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、振興課、老人保健課事務連絡)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

松本市、高知県、宮崎県

—

各府省からの第1次回答

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについては、居宅で生活している利用者に対して、個別サービス計画の内容を踏まえ、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等、できる限りのサービスを提供した場合に、通所系サービスの報酬区分で算定することを認めたものであって、訪問介護サービスとして提供・算定することを認めたものではない。

一方で、現行制度においても、所定の基準を満たした場合に、通所介護事業所が訪問介護事業所を併設すること自体は妨げているものではないところである。

また、訪問介護を含めた居宅サービスについては、指定居宅サービスとしての基準（人員基準、設備基準等）の一部を満たしていない場合であっても、一定水準をみたすものについて、市町村が必要と認めるときは、「基準該当居宅サービス」として保険給付の対象とすることができる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は、訪問介護サービスとして提供・算定することを求めるものではなく、コロナ禍で認められた臨時的取扱いと同様に、訪問介護事業所が不足する中山間地域においては特例的に、平常時においても通所介護事業所が居宅でのサービス提供を行うことができるよう、柔軟な運用やルールの解釈を求めるもの。

訪問介護事業所を新たに併設することは、たとえ基準該当居宅サービスであっても、中山間地域においては、事業者にとっては大きな負担であり難しいために、併設が進んでいない現状がある。通所介護事業所の人員を効率的に活用し、居宅で生活している利用者にもサービスを行う（通所介護事業所の報酬区分で算定する）ことで中山間地域の限られた地域資源を効果的に活用すべき。

サービス提供を受ける高齢者が広域に点在する中山間地域においては、人口集積地のように事業所及び介護人材を容易に得られないため、既存の制度の隙間を埋めるよう柔軟かつ弾力的な運用が認められることで、中山間地域の実情に応じて最大の効果を引き出すことができると考える。

なお、利用者の居宅でサービスを提供するにあたっては、通所介護事業所ではサービス提供されていない生活援助（例：掃除、買い物、衣類の整理等）についても算定上の配慮がなされれば、さらに中山間地域の実情に配慮した見直しになるものと考え。

訪問介護事業所が減少傾向にある中山間地域における介護保険事業の現状を十分に踏まえた上で、本提案の内容を検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

本提案は、中山間地域においては、訪問介護の担い手不足の問題等から、「基準該当居宅サービス」の人員基準でさえも満たすことが困難な状況にあることを提案の出発点としている。

訪問介護事業所が減少傾向にある中山間地域における介護保険事業の現状を十分に踏まえた上で、介護人材の不足等の課題に対応するため、「基準該当居宅サービス」の人員基準等の見直しとともに、通所介護事業所の職員を有効活用できるような柔軟な運用や居宅でサービス提供を行う職員の資格要件の緩和等について検討されたい。

具体的には、

- ・訪問介護事業所の職員数の緩和(訪問介護員等を3人以上配置するなどの人員基準を、地域の実情に応じ柔軟に2人での配置も認めつつ、「標準」又は「参酌すべき基準」に見直すこと)

- ・訪問介護員等、サービス提供責任者、管理者の3職の兼務制限の緩和

- ・訪問介護員等の資格要件に、介護職員等としての実務経験を適切に勘案し、一定の条件を満たした場合に、研修課程の一部又は全部を修了したものとみなすことなどにより、新たな介護人材の育成や、通所介護事業所の介護職員から訪問介護事業所の訪問介護員へのステップアップを推進すること

など、中山間地域の限られた地域資源が効果的かつ持続的に活用されるよう配慮されたい。

また、検討にあたっては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)(令和2年2月24日事務連絡)」における通所介護事業所が居宅でサービス提供する場合の取扱いが参考になると思われるが、本提案は、必ずしも当該取扱いと同様の取扱いを求めているものではなく、利用者の居宅において、通所介護事業所の報酬体系で、サービス提供・報酬算定が可能となるような柔軟な運用を求めているものである。

各府省からの第2次回答

指定居宅サービス・基準該当居宅サービスともに確保が著しく困難な離島等の地域では、人員基準、設備・運営基準を定めず、一定の質を持つ居宅サービスに相当するサービスを、市町村が離島等相当サービスとして保険給付の対象とすることができることとしている。

また、ご提案については、通所介護事業所の人員等を活用して、地域で不足する訪問介護サービスを提供できるようにする措置を求めるものであるが、令和6年度介護報酬改定に関する審議報告(令和5年12月19日社会保障審議会介護給付費分科会)において、「訪問介護と通所介護を組み合わせた複合型サービスの創設については、より効果的かつ効率的なサービスの在り方について実証的な事業やその影響の分析などを実施し、規制緩和や職員養成の観点、事務の効率化や組み合わせるサービスの種類、集合住宅へのサービス提供の在り方等含め、引き続き総合的に検討していくべきである」とされており、ご提案の観点も含めて、調査研究事業において検証を行うこととしている。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 第2次回答

整理番号	73	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	73)			提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

各種支援制度の総合案内窓口をクラウド実装すること

提案団体

宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、角田市、多賀城市、富谷市、広島県、宮城県後期高齢者医療広域連合

制度の所管・関係府省

デジタル庁

求める措置の具体的内容

デジタル庁の「JGrants」システムへの機能追加等により、国の交付金・補助金や各種支援制度の総合案内窓口をクラウド実装し、以下を実現することを求める。

- ・地方自治体や民間事業者への各省庁の補助金等情報(関係法令、事務連絡、Q&A、活用事例集等)を一つの窓口で確認できるようにすること。
- ・検索性や利便性を高めるため、AI等を活用し、用途や地域特性等に応じた関係補助金等が抽出される機能をもたせること。
- ・制度に関する質疑応答や活用実績等を国・地方の双方向で蓄積し、他団体の状況や質疑を容易に確認できるようにすること。

具体的な支障事例

国の各種支援制度は各省庁の分野毎に HP に掲載されており、行政機関の職員でも、目的に見合った補助金等をリストアップするのに相当の労力がかかる。特に市町村は限られた人員で多数の制度を担当しており、制度や事例を深く調べる時間的余裕がなく、都道府県職員に頼らざるを得ない状況である。

また、市町村事業を都道府県経由で国に申請を要する場合、都道府県の担当者は制度や他県事例等を相当程度学習・調査し市町村に助言を行っており、業務負担が発生しているが、その業務自体は単なる国と市町村の間の中継業務となっている。

なお、他県においても、市町村からの問合せを都道府県担当が対応し、国に確認する、という作業を行っていると思料され、各自治体の問合せが自治体間で蓄積・共有されることにより、より円滑・適切な業務遂行が可能になると思われる。

上記のような中継業務は、提案する総合案内窓口情報を蓄積することや AI 等の活用を進めることで業務負担の軽減が可能である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

市町村職員からは「支援メニューが多すぎて調べきれない」、「HP のどこを見ればよいか分からない」、「実際に自分の町で活用できそうな支援を見つけられない」等の意見を聞いている。

地元金融機関からも、「国の HP 上で最新の制度がどれかを見つけることが困難で、県に資料一式を提供してもらおうほうが手取り早い」という話があった。

地元事業者には、「WEB で検索しても上位表示されず見つけられない」、「国 HP 上の制度紹介窓口が複数あり分かりづらい」、「紹介された支援制度を知っていれば使いたかった」等の意見があった。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【行政機関】

市町村にとっては、必要なタイミングで必要な情報を取得することができ、企画立案のスピードや精度の向上に寄与することが期待できる。

都道府県にとっては、制度や事例、質疑等が集約されることにより、業務負担の削減が見込まれる。

また、当該統一窓口システムについて、自治体側の補助金等情報を追加することで、国と地方の情報を一体的に把握できるシステムとなり、国機関としても、制度運用の業務支援に繋がるだけでなく、活用実績や効果検証等の情報も同一システムに取り込むことにより、制度改善に向けた分析や、新たな支援制度の企画立案などに寄与するものと思われる。

【行政機関以外】

窓口を一本化することにより、検索上の事業者等の利便性向上が図られる。また、各支援メニューの認知度向上・活用率向上が期待できる。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、花巻市、茨城県、浜松市、西宮市、小野市、鹿児島市

○本提案の実現により、各種補助制度等の情報収集が容易となることから、補助金等を活用した事業の企画立案等の場面においての活用が期待されるほか、市民や企業等からの問合せに対しても迅速な情報提供が可能となるなど、行政サービスの向上にも寄与される。

○制度について県を通じ国に質問をしても、回答に時間を要したり、回答がないままになったりすることがあり、時間のロスが生じている。

各府省からの第1次回答

補助金申請システム（J グランツ）は、各補助金等の概要を一覧して確認できるようになっており、また、検索機能についても、利用目的や地域要件等を指定することで、用途や地域特性等に応じた補助金等を検索することが可能です。

各補助金等の担当者が補助金等の詳細ページの内容を設定できるようになっており、資料の添付や外部リンクの記載等によって、よくある質問への回答や活用実績等の情報を掲載いただくことも可能となっております。

引き続き、システムの利便性向上に向けて、各補助金等の担当者と連携してまいります。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

検索機能以前に、そもそも補助制度が網羅的に搭載されていないことが J グランツの課題と捉えている。今後搭載件数を増やす予定とのことであるが、各府省の補助制度を網羅的に掲載できなければ支障の解消にはつながらない。J グランツは補助金検索ツールの一つとして有用であるが、補助制度が網羅されていないため、ユーザーの検索作業は J グランツだけで完結せず、他のツールや HP 等も併せて確認することとなり、むしろ検索の手間・時間が増える場合もある。窓口は最小単位に設定すべきであり、全補助制度の搭載を義務化する形で各府省に働きかけ、J グランツで検索すれば国の補助制度が全て把握できるという体制に早急にシフトすることが望まれる。

また、検索の利便性向上を図るだけでなく、補助制度に関する知識経験が少ないユーザーに対しても、最適な補助制度を簡易に検索できるシステム設計や、あるいは最適な補助制度にたどり着くまでに相当時間を要しているユーザーに対しては、最適な補助制度を円滑に見つけ出す仕組みを構築すべきであり、この点で生成 AI の実装が有効と考える。補助制度全般に関しては、申請から活用に至るまで、かつ、個人から企業や行政機関に至るまで、相当な情報量（閲覧履歴等）が蓄積されており、技術的にもデータ量的にも生成 AI の活用が実現可能であると考え。現時点では外部リンク設定や資料添付が現実的であることは承知しているが、将来的な AI 実装を見据えて、各府省の既存申請システムにおける補助制度ごとの閲覧数や活用件数等のデータを連携させ、J グランツの検索結果において有効な補助制度を上位表示させるなど、データ連携に関して各府省との調

整をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

現在、Jグランツにおいては、事業者に対する直接補助金の掲載が多くを占めている。今後、地方自治体にとっての利便性を上げるため、間接補助金や地方自治体が最終受益者となる交付金も確認できるよう、Jグランツを活用する補助金の要件を見直すなど、地方自治体のニーズを踏まえた検討を進めていただきたい。

各地方自治体に適した補助制度を提案する機能を追加するなど、補助制度の調査に係る職員の負担軽減に向けた検討を進めていただきたい。

各府省からの第2次回答

Jグランツ(補助金申請システム)への補助制度の搭載については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和6年6月21日閣議決定)における、2025年度以降の事業者向け補助金申請の電子対応の原則に従い、事業者向け補助金を優先しつつも、地方公共団体を経由する間接補助金や、地方公共団体が最終受益者となる交付金についても搭載を進めるべく、制度所管省庁の担当部局に対してJグランツの利用を周知していく。また、Jグランツにおける補助金検索機能の拡充に関しては、デジタル庁では現在、Jグランツでの検索機能の強化に資する補助金等検索ツールの作成に取り組んでおり、その中で、関係省庁の協力のもと、検索先データとなる補助金データベースの整備を進めている。各府省庁に対しては、当該データベースへの補助金情報の入力を鋭意求めており、関係省庁連絡会議等も通じた入力状況の進捗管理も継続的に実施している。今般いただいた要望も踏まえ、引き続き当該データベースの拡充を進めるとともに、今後Jグランツと本検索ツールとの連携を進めることで、Jグランツにおいて網羅的な補助制度の検索が可能となるよう取組を加速させていきたい。検索の利便性向上については、例えば地域の経済圏の特徴に適した補助金リストを提示したり、利用者の事前登録情報を基に関連が高いと思われる補助金が掲載された際にプッシュ型の通知を配信する機能等について、ユーザーのニーズを把握しながら検討を進めていきたい。

また、生成AIの活用に関しては、例えば検索時に不特定多数からの入力を受け付ける場合、生成AIの利用に係る従量料金の費用負担が大きくなる等、予算上の制約も考慮する必要がある。一方、上記の補助金等検索ツール内の補助金データベースにおける情報整理には既に生成AIの活用を進めており、今後は、補助金データベースの各補助金データに対して生成AIを用いてその属性のタグ付けを行うこと等を通して、検索の精度向上の取組を進めていきたい。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

整理番号	284	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	284)			提案分野	02_農業・農地

提案事項(事項名)

家畜以外の飼養動物に係る都道府県知事の防疫措置命令を可能とすること

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

家畜伝染病予防法(以下「家伝法」という。)第5条第3項により検査を実施した家畜以外の飼養動物(高病原性鳥インフルエンザの場合であれば、飼養鳥)について、家畜伝染病のまん延防止のため必要がある時(隔離等の適切な飼養管理ができない、と家畜防疫員が判断した時)は、殺処分等防疫措置に係る命令を可能とする規定を新設すること。

具体的な支障事例

家伝法は、家畜の伝染性疾病的発生を予防し、及びまん延を防止することにより、畜産の振興を図ることを目的としている。

同法第5条第3項では、「都道府県知事は、(中略)家畜以外の動物が第2条第1項の表の上欄に掲げる伝染性疾患にかかり、又はかかっている疑いがあることが発見された場合において、当該伝染性疾患が当該動物から家畜に伝染するおそれがあると認めるときは、当該都道府県の職員に当該動物についての当該伝染性疾患の発生の状況等を把握するための検査を行わせることができる。」とされている。

この条文では、野生下・飼養下に関わらずすべての家畜以外の動物が同項の対象であるように解釈できる。しかし、現行の家伝法では、家畜以外の飼養下にある鳥類(以下「飼養鳥」という。)について、法に基づき検査が実施できるにも関わらず、その結果、感染が確認された場合の殺処分等防疫措置などの対応については規定されておらず、家畜に伝染するおそれがあると認める場合においても、必要な防疫措置が行えない。

なお、家畜以外の飼養鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応については、環境省により「動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザの対応方針(以下「指針」という。)」として整理されているところである。

指針では、「感染した飼養鳥」又は「感染疑い飼養鳥」の殺処分若しくは治療の判断は、隔離(留意事項3参照)が可能で十分な治療体制を確保できるか検討し、治療を行うことは感染拡大のリスクが否定できない行為であることを十分に理解した上で、担当獣医師の所見を踏まえ、展示施設の管理者が判断する。」とされている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

令和4年度に県内の動物園で高病原性鳥インフルエンザが確認された。

この事例では、高病原性鳥インフルエンザの感染が確認された飼養鳥と同一エリアで飼育していた、家畜以外の鳥類についても、感染のおそれがあることから、動物園が自衛殺を実施したが、あくまでも管理者の判断に委ねられている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

提案の実現により、伝染性疾病への感染が確認された飼養鳥についても、殺処分等が可能となり、家畜へのまん延をより実効的に防止できるようになるなど、行政の適正化につながる。

根拠法令等

家畜伝染病予防法第5条第3項、第16条、第17条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

さいたま市

—

各府省からの第1次回答

家畜伝染病予防法は畜産の振興のため、家畜伝染病のまん延防止に必要なやむを得ない措置として、家畜に限定して殺処分を求めている。

一方、動物園の飼養鳥等は、恒常的な出荷や素畜の導入等の流通は行われておらず、一般的には個体毎に管理されていると考えられるところ、その飼養形態を踏まえれば、動物園の飼養鳥等から家畜伝染病がまん延するおそれは低いと考えられることから、殺処分という財産権の制約を伴う措置を求める必要性が低いと考える。

また、家畜以外の動物が鳥インフルエンザ等の伝染性疾病にかかっていることが発見され当該疾病が家畜にまん延するおそれが高い場合や家畜以外の動物における鳥インフルエンザ等の伝染性疾病のまん延による当該病原体の拡散を防止する必要があるときは、同法に基づき、場所・モノ・車両等の消毒及び通行制限（第10条、第25条の2）、注射・投薬（第31条）等の防疫措置を行うことが可能であるため、殺処分を求めずとも、家畜以外の動物に起因する家畜伝染病のまん延は防ぐことが可能である。この点で、御提案の、「家畜に伝染するおそれがあると認める場合においても、必要な防疫措置が行えない。」は事実誤認である。

なお、ご提案のように、仮に飼養動物について、家畜防疫員の判断で殺処分可能との規定を新設するのであれば、所有者には、家畜伝染病の発生予防・まん延防止措置のため、同法に定める飼養の報告、飼養衛生管理基準遵守、患畜等の通報等が求められ、これらの指導等も必要と考えており、実効性の観点からも極めて困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「動物園の飼養鳥等から家畜伝染病がまん延するおそれは低い」とされる一方、動物園で飼養されている家さんは、家伝法による殺処分の対象となる。動物園で飼養されている家さんは、他の飼養鳥と飼養条件は同じであるにもかかわらず、このような対応の差が生じており不合理である。

動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針（以下「指針」という。）において、動物園での飼養状況として、「野鳥との接触を防ぐことが困難な飼養環境（野外の池等）」が想定されている。このような環境では、野鳥から動物園の飼養鳥等への感染のリスクは高いと考えられ、指針においても日頃から監視を求めている。

このため、家さんへ家畜伝染病がまん延するおそれは低いとは言えないと考える。

動物園の家畜以外の飼養鳥等で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合等において、飼養者（管理者）の自主的な判断に委ねるのではなく、都道府県がその施設のまん延防止対策の確認を行った上で、対策が不十分であった場合には殺処分等の実施を判断する必要があると考える。

ついては、その施設のまん延防止対策が適切に出来ていない場合は、家畜防疫員の判断で適切に防疫措置（必要に応じて殺処分）が行えるよう、家畜以外の飼養鳥等についても、家伝法に基づき必要な防疫措置が行えるように明記していただきたい。また、家伝法に基づく殺処分を規定することが難しい場合は、家畜以外の飼養鳥等の飼養者に対し、自主淘汰を要請することができるよう整理されたい。

なお、指針には、動物園等で飼育されている家さんについては家伝法に基づく対応が規定されているが、家さん以外の飼養鳥についてはその規定がない。上記防疫措置の明記とあわせて、指針の内容についても、環境省との調整を行っていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

動物園等の飼養動物における一般的な飼養形態を踏まえれば、家畜伝染病が家畜にまん延するおそれは低いとしても、飼養形態によっては、まん延リスクがあるため、セーフティーネットとして、家畜以外の飼養動物に対する殺処分等の防疫措置命令を可能とすべきではないか。

家畜以外の飼養動物について、「場所・モノ・車両等の消毒及び通行制限」、「注射・投薬」等の防疫措置が可能であるため、「殺処分を求めずとも・家畜伝染病のまん延は防ぐことが可能」との点については、これらの防疫措置だけでは、家畜へのまん延を完全に防止することはできないのではないか。

殺処分を可能とする規定を新設とした場合に、殺処分以外の義務を課すことは「実効性の観点からも極めて困難である」との点については、家畜以外の飼養動物については、発症後の義務・権限に限りて規定するなど、合理的な差異はあってもよいのではないか。

各府省からの第2次回答

家畜伝染病予防法は、畜産の振興のため、家畜伝染病のまん延防止に必要なやむを得ない措置として、家畜に限定して殺処分を求めている。

動物園等の飼養鳥において高病原性鳥インフルエンザが発生した場合であっても、飼養羽数、飼養密度、飼養形態等を考慮すると、ウイルス増殖や畜産との接触機会の観点から、養鶏場へまん延するリスクの程度は低いと考えられる。

また、動物園等の飼養鳥は、経済以外の自然環境・動物保護、動物愛護、文化財保護、外交等の観点からも価値を考慮する必要がある。家畜防疫員のみが殺処分の要否を判断する責任を負わせるのは、畜産の振興という法の目的を超えるものであり、適切ではないと考える。

さらに、「セーフティーネットとして、家畜以外の飼養動物に対する殺処分等の防疫措置命令を可能とすべきではないか。」との提案募集検討専門部会からの御指摘については、仮に家畜伝染病の発生が確認された際、家畜以外の飼養動物に対する殺処分を実施するまでの間には関係部局との調整等に時間を要することが想定されるところ、野鳥等の侵入防止対策といった発生予防を推進することがより効率的かつ効果的であり、殺処分以外のまん延防止策を迅速に講ずることで、家畜へのまん延するリスクは軽減できるものとする。

一方で、迅速な防疫措置を実施する観点から、動物園等の飼養鳥の所有者に対して、飼養状況、発生状況等を考慮し、自主的な殺処分を含めた防疫措置を要請できるような運用を検討したい。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省、農林水産省 第2次回答

整理番号	231	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	231)			提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

財産区の土地を森林の施業・管理を目的として信託可能とすること

提案団体

愛知県

制度の所管・関係府省

総務省、農林水産省

求める措置の具体的内容

地方自治法施行令 169 条の6の普通財産を信託できる目的に、森林の施業・管理を追加すること。

具体的な支障事例

当県では、東三河地域の振興に取り組むため、地域づくりの主体となる県、市町村、経済団体、住民等が連携した「東三河ビジョン協議会」を設立。同協議会で 2030 年度までの重点的な政策の方向性を示す「東三河振興ビジョン 2030」を策定した。

同ビジョン推進にあたり、2024 年度から重点プロジェクト「東三河森林ルネッサンスプロジェクト」を実施する。同プロジェクトは、森林関連産業の成長産業化に向けた可能性を探り、森林資源を活用した東三河の振興を目指している。同プロジェクトの事業のひとつに、森林信託制度の導入検討を掲げており、現在、その実現可能性調査を事業として実施している。

この事業において、森林信託の候補地をピックアップしたところ、県内の「財産区の森林」が候補のひとつとしてピックアップされた。財産区を含む地方公共団体の普通財産である土地については、地方自治法第 238 条の 5、および同施行令第 169 条の6の規定により、信託できるのは、信託の目的が「信託された土地に建物を建築」又は「信託された土地を造成」に限定されている。このため、財産区の土地を、森林の施業・管理を目的として信託することはできない。

民間の森林と財産区の森林を一緒に信託することが可能になれば、より広い面積に集積することができ、一体として森林の施業・管理を行うことが可能になり、以下(制度改革による効果)のとおり財産価値を高める効果が期待できる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

令和5年度、基礎調査を委託している信託銀行から、市町村からの財産区の森林整備の信託要望に対応できるよう、地方自治法施行令第 169 条の6に規定する目的として、財産区の森林の管理・保全を対象としてほしい旨の意見があった。民有林の森林信託の事例は、岡山県西栗倉村において事例あり。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

商事信託としての森林信託は、森林の所有者に代わって森林の施業・管理を行う仕組みであり、信託法、信託業法等が適用される。信託期間中は、信託銀行が元の所有者に代わって森林組合や林業事業体等との契約手続きや収支管理を行い、必要経費を控除した利益を信託配当として元の所有者に分配する。

信託報酬などの費用は追加で必要になるものの、日常的な管理業務は受託者が行うため、現在の財産区管理委員や財産区に権利を有する者の負担を軽減しながら、荒廃を防ぎ財産価値を高めることが期待できる。

また、財産区の森林を周囲の民間の森林と一体で計画的に施業・管理を行うことによって、森林の収益性向上も期待でき、効果的かつ効率的な森林資源の活用と、産業振興・地域振興の推進が期待できる。

根拠法令等

地方自治法第 238 条の5第2項、地方自治法施行令第 169 条の6

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

滋賀県

—

各府省からの第 1 次回答

地方公共団体の財産は、その適正な管理を担保するため、貸付けや処分、私権の設定等の行為について一定の制限が設けられているところ、信託については、現行制度上、地方公共団体のうち普通財産である土地（その土地の定着物を含む。）及び有価証券のみ認められている。

このうち、土地の信託については、

① 信託された土地に建物を建設し、又は信託された土地を造成し、かつ、当該土地の管理又は処分を行うこと。

② ①に掲げる信託の目的により信託された土地の信託の期間の終了後に、当該土地の管理又は処分を行うこと。

③ 信託された土地の処分を行うこと。

を信託の目的とする場合に限り、行うことができるとされている。

御提案の森林の施業・管理を目的とした信託を可能とすることについては、民間活力の活用による財産の有効活用や財政負担の軽減が期待できる等のメリットがある反面、運用状況によっては信託終了後に債務を負担することとなるといったデメリットも考えられることから、関係省庁とも連携し、こうした地方公共団体への影響を踏まえつつ検討してまいりたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

検討をするとの前向きな御回答をいただき、感謝申し上げます。

本提案の実現により、より広い面積で森林の施業・管理を行うことが可能となり、財産区を含めた森林が持つ財産価値を高め、より多くの森林を投資対象の資産とすることができると考えている。

森林信託導入は強制ではなく、財産区管理者が条件等を総合的に勘案し導入を判断するものであり、財産区管理者の持つ選択肢を広げることができる。

本提案の実現に向け、速やかに検討いただきたい。検討内容及びスケジュールについても、ご教示いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、関係省庁とも連携のうえ、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

関係府省ヒアリングにおいて、提案を実現する方向で検討する旨の説明があった。全国市長会・全国町村会が

らも財産の有効活用や森林の適正な管理の観点から要望があることを踏まえ、本年度内の政令改正に向けて、速やかにご検討いただきたい。
森林信託を行った場合のデメリットに関する留意事項の周知については、具体的にどのような内容を想定しているのか、明らかにされたい。
政令改正を行った際には、森林を所有する財産区を含めて、丁寧に周知されたい。

各府省からの第2次回答

森林の施業・管理を目的とした信託を可能とすることについては、民間活力の活用による財産の有効活用が期待できる等のメリットが考えられることから、御要望を踏まえ、速やかに政令改正を検討してまいりたい。
また、その際には、信託終了後に債務を負担することもあり得るといったデメリットも考えられることから、こうした点も踏まえて制度の活用を検討する必要があることを周知してまいりたい。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省、法務省 第2次回答

整理番号	27	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	27)			提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

戸籍情報連携システムの利用対象の拡大

提案団体

東京都

制度の所管・関係府省

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

「戸籍情報連携システム」の利用可能対象範囲を都道府県にも拡大すること

具体的な支障事例

【現在の制度】

都道府県では、地方税の賦課徴収業務に際し、納税義務者が死亡している場合等で戸籍資料を確認する必要がある時には、郵送により市区町村へ公用請求を行っている。

当団体における令和2～4年実績として、課税部門においては、自動車税に係る請求について年間 500 件程度、特別区の固定資産税に係る請求について年間 10,000 件以上、及び個人事業税に係る請求について年間 100 件程度の戸籍資料の公用請求を行っている。また、滞納整理部門においても、年間 29,000 件程度の公用請求を行っている。

【支障事例】

郵送による戸籍資料の公用請求は、請求してから回答までに1か月程度要することもある。また、被相続人が転出を複数回行っている場合や、相続人が複数の場合には、相続人を特定するまでに数か月かかる事案もあり、相続人調査に多くの時間と郵便費用を要している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

戸籍情報連携システムについて、住民基本台帳ネットワークシステムと同じように都道府県の利用が認められることで、都道府県の事務処理の迅速化のみならず、市区町村における戸籍謄本等の交付事務の大幅な負担減となり、都道府県と市区町村双方の事務の効率化に資する。

根拠法令等

戸籍法第 10 条の2第2項、第 118 条、第 120 条の2第1項第2号、地方税法第 14 条の 18、第 20 条の 11、第 72 条の 50、第 146 条、第 343 条第 2 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、函館市、花巻市、郡山市、白河市、茨城県、群馬県、神奈川県、静岡県、豊橋市、安来市、大牟田市

〇年々公用請求件数が増加傾向にあり、事務負担が増加している。

各府省からの第1次回答

戸籍情報連携システムは、その制度上、戸籍事務のためのみに用いることができるものであることから、市区町村の戸籍担当部署において利用が可能となっている。そのため、戸籍事務を取り扱うことがない都道府県において戸籍情報連携システムを利用して戸籍情報を閲覧することについては、戸籍法の趣旨及び扱う情報の機微度からすると困難であり、慎重な検討が求められるものとなる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

戸籍情報は高い機微度を有するものでありますが、地方税法第20条の11において、徴税吏員は、「官公署に、当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる」旨が規定されており、納税義務者の相続人を特定する目的で戸籍謄本を請求することは当然可能であることからすれば、戸籍情報連携システムの利用により戸籍情報を閲覧することについても、地方税法上許容されるものであると考えます。また、住民基本台帳上の情報については、住民基本台帳事務を取り扱わない団体においても、総務省令で定める事務について住民基本台帳ネットワーク検索による情報取得が可能となっております。これをふまえると、戸籍事務を取り扱わない団体であることを理由として、戸籍情報連携システムを利用できないこととする必要性は低いものと考えます。

これらのことから、一定のセキュリティを担保した上で、戸籍情報連携システムを都道府県が利用することについて再度検討をお願いします。

現在、同一税目の賦課徴収業務を行っているにも関わらず、市町村は広域交付による公用請求が可能である一方、東京都はそれを行うことができず、事務負担が重くなっております。また、都に限らず、郵送による公用請求では相続人特定のために多くの時間と郵便費用を浪費しているのが実情であり、請求先となる自治体でも戸籍謄本の発行事務の負担が重くなっております。

都道府県においても戸籍情報連携システムの利用が可能になることで、請求元及び請求先となる自治体双方の負担軽減に資することができます。仮に利用が困難な場合においても、戸籍の公用請求事務に対し、請求元及び請求先となる自治体双方の負担軽減に資する他の措置の検討をお願いします。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

都道府県をはじめとする地方自治体の事務処理において、アナログ的な手法による多大な負担が生じていることは明確である。地方自治体職員の担い手不足が懸念される現在において、行政の効率化やデジタル化を進め、都道府県及び市区町村の負担軽減を図る観点から、すでに構築されている同システムを利用できるよう検討すべきではないか。

戸籍情報は、市区町村の戸籍事務だけでなく、他の行政事務でも広く利用されている。そうした戸籍情報を利用する事務を一体的に捉え、同システムを利用できるよう検討すべきではないか。

このほか、地方自治体が抱える課題を解決するため、さまざまな方法を検討していただきたい。

戸籍法の趣旨や個人情報の機微度といった形式的かつ抽象的な理由から実現困難とするのではなく、厳密な情報管理の方策を検討するなど、柔軟な視点を持って検討していただきたい。
同システムを所管する法務省は、地方税事務を所管する総務省の意見を聞きながら、課題解決に資する具体的な提案を2次回答で示していただきたい。

各府省からの第2次回答

都道府県の地方税の賦課徴収事務における戸籍証明書の取得に係る負担を軽減するため、同一市区町村内で完結する場合に限定している広域交付の公用請求について、市区町村の事務手続の負担を考慮しつつ、都道府県がこれを行うことができるような方策の検討を進めてまいりたい。これにより、同一の対象者に対して複数の本籍地市区町村に請求を行う必要がなくなることから、必要な戸籍証明書の取得に係る負担が軽減されるものとする。ただし、事実上、広域交付の公用請求が可能となる主体が増えることから、市区町村の事務手続の負担の考慮とともに、利用状況を踏まえながら費用負担策についても検討する必要がある。

なお、都道府県職員が戸籍情報連携システムを直接使用することについて、まず、戸籍は、国民の親族的身分関係を登録・公証するものであり機微性の高い情報を含むことから、公用請求は法令の定める事務を遂行するために必要がある場合に限り認めることとしており（戸籍法第10条の2第2項）、戸籍事務を担当する職員が公用請求の権限や必要性、相当性について審査した上で交付を行うことによって個人情報の保護に関する国民の感情に配慮しているところである（市区町村の戸籍事務担当職員以外の者が利用することは認められない。）。そして、現在、市区町村の戸籍事務担当職員は、それぞれが構築・設置している戸籍情報システムを介して戸籍情報連携システムに接続し、市区町村間にまたがる戸籍事務の処理を行っている。仮にこの戸籍情報連携システムを直接使用とした場合には、市区町村職員の戸籍事務担当職員と同じ操作が可能となることから、本来であれば戸籍事務を担当する職員が公用請求の権限や必要性、相当性について審査した上で戸籍証明書の交付を行うべきところ、それを経ることなく戸籍の情報を利用することが可能となってしまうことなどを踏まえると、都道府県の職員による戸籍情報連携システムの使用を認めることは困難である。

<参考>

○戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条の2第2項

前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体の機関は、法令の定める事務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求の任に当たる権限を有する職員は、その官職、当該事務の種類及び根拠となる法令の条項並びに戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならない。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省、法務省 第2次回答

整理番号	45
(管理番号	45)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

住民票への旧氏の記載申請等手続きのオンライン完結を可能とすること

提案団体

茅ヶ崎市

制度の所管・関係府省

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

戸籍情報連携システムの運用開始により他区市町村が本籍地の戸籍謄本等を参照、出力することが可能となった。これを踏まえ、住民票に旧氏記載を求める際に、住民基本台帳法施行令第30条の14第1項、第3項にある、戸籍謄本等その他総務省令で定める書類の添付を求めている規定を廃止すること、または、自市区町村内の戸籍情報連携システムから公用請求に基づく広域交付により戸籍謄本を発行することで添付省略を可能とすることを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

戸籍情報連携システムによる旧氏登録申請者の旧氏の参照、公用請求による戸籍謄本の出力による添付が認められていない。

【支障事例】

現行制度のままでは、戸籍謄本原本の添付がないと、デジタル庁において取り組んでいるアナログ規制見直し内の「行政手続のデジタル完結に向けた工程表」で示されている旧氏の住民票への記載の申出を受付しても、窓口で戸籍謄本等の書類の添付を求める必要があり、デジタル完結を実現することができない。

また、申請者によっては、婚姻や転籍等、それまでの変更履歴が確認できるよう、多数の戸籍謄本等を取得する必要があるため、取得に要する時間的・経済的な負担が相当かかっている場合がある。

【制度改正の必要性】

「行政手続のデジタル完結に向けた工程表」において旧氏の住民票への記載の申出のオンライン化が明記されている。

一方で、副本記録情報は戸籍事務のために参照できるものとされており、戸籍事務以外において参照することはできない、との法務省の見解がある。

そのため、工程表に従い、令和7年度までに申請のオンライン化がされる際には、上記見解のままでは、申請者は紙の戸籍謄本を住所地自治体へ提出しなければならず、アナログ規制が残ったままになってしまうため今回の処置を求めた。

【支障の解決策】

現時点での戸籍情報連携システムの運用開始により他市区町村が本籍の戸籍謄本等の参照、出力が可能となったため、住民票に旧氏記載を求める際に、住民基本台帳法施行令第30条の14第1項、第3項にある戸籍謄本等その他総務省令で定める書類の添付を求めている規定の廃止、または自市区町村内の戸籍情報システムから公用請求に基づく広域交付により戸籍謄本を発行することで添付省略を可能とすることで、支障が解決すると考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

申請を行う住民にとって、手続のデジタル完結が可能となり、戸籍届出と同時に旧氏登録・変更請求の際にも、戸籍謄本等を取得する時間的・経済的負担の削減ができ、申請書の提出のみで手続が可能となり利便性が向上する。

根拠法令等

住民基本台帳法施行令第30条の14第1項、第3項、住民基本台帳法施行規則第43条、「戸籍情報連携システムを用いた副本情報の参照について」（令和5年1月30日付法務省民事局民事第一課事務連絡）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、函館市、旭川市、八戸市、花巻市、郡山市、いわき市、白河市、前橋市、柏市、相模原市、上田市、名古屋市、豊橋市、半田市、亀岡市、豊中市、寝屋川市、西宮市、安来市、東温市、南国市、熊本市、鹿児島市

- 当該手続において「戸籍情報連携システム」が利用可能となれば、市民の利便性向上につながる。
- 内部事務としての確認で事足りるのであれば、例え窓口受付となっても戸籍謄本の添付を求めないように整理していただきたい。
- 旧氏併記希望者に対し、氏の変更の経過がわかるよう戸籍謄本等の提出を依頼するが、聞き取りをした情報から提出してもらう戸籍を特定し案内する必要がある。戸籍の記載等に詳しくない住民も多く、必要な戸籍の案内に時間を要するケースがある。戸籍情報の参照が可能になれば従来の説明をしている間に確認作業を終えることができると考える。
- 業務の効率化及び申請した住民の負担軽減のためにも制度改正が必要である。
- 戸籍事務においては戸籍謄本等の添付が省略可能であるのにも関わらず、旧氏登録で添付が必須であるために、戸籍謄本を請求いただくことは、制度の整合が取れておらず、届出人に過剰な負担を負わせている。
- 繁忙期期間中は、土日とも住民異動届を受付しているが、本籍地市区町村が閉庁していたために続柄の確認ができず、当日中の住民票交付ができなかった。
- 住所設定の申出等は、文字の確認等のため戸籍抄本の添付を求めているが、郵送による請求しか選択できない住民は、手続きの遅れがあった。
- 戸籍情報連携システムを使用すれば、戸籍等の書類の添付が省かれるため、当事者の負担軽減につながる。
- 申請者が戸籍謄本等の添付書類を準備する必要があり、時間的・経済的な負担がかかっている。

各府省からの第1次回答

提案の「または」以下の措置については、市区町村の機関がする公用請求が同一市区町村内で完結する場合は広域交付の対象とされており（戸籍法第120条の2第2項）、実現しているところである。

なお、同じく提案内容にある戸籍情報連携システムによる戸籍情報の参照については、戸籍法に定められた届出の際の戸籍謄本等の添付を不要とするものであり、住民基本台帳法施行令に基づく旧氏の登録等に関する事務において利用することは認められていない。

戸籍の広域交付が可能となったことを踏まえ、旧氏の記載等の手続のオンライン化について検討する。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

公用請求を行うにあたって自治体では審査作業や決裁を行う必要があるため、自治体の効率的な事務運用に資することができるよう、戸籍情報連携システムを参照することにより戸籍謄本等の添付省略を可能とする措置についても検討いただきたい。

住民票への旧氏の記載申請等手続きにおいて、公用請求が可能であることは認識しているものの、公用請求を行うにあたっての根拠法令について思案しており、公用請求を行うことが出来ていない。また、住民票への旧氏

の記載申請等手続きは申請者の希望によって行う手続きであり、公用請求で発行した戸籍謄本の添付で良いのか疑問が残る。以上のことから、公用請求で発行した戸籍謄本の添付での手続きを認める旨の通知及び公用請求する際の根拠法令として住民基本台帳法第3条に基づくものであることを明確化し、自治体に周知していただきたい。

旧氏の記載等の手続のオンライン化については、住民基本台帳法施行令第30条の14第1項、第3項にある、戸籍謄本等その他総務省令で定める書類の添付を求めている規定を改めなければ実現しないため、必要な改定を求める。

「デジタル手続法」及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、国の行政手続オンライン化の3原則が示されている。これに則り、住民票への旧氏の記載等の手続のオンライン化についてシステム改修の必要性や予算準備が必要となるため具体的な措置やスケジュールを示していただきたい。また手続きのオンライン・デジタル完結を進めるために戸籍電子証明書の活用やマイナポータルでの申請を含め具体的な案を提示いただき、検討を進めていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

都道府県をはじめとする地方自治体の事務処理において、アナログ的な手法による多大な負担が生じていることは明確である。地方自治体職員の担い手不足が懸念される現在において、行政の効率化やデジタル化を進め、都道府県及び市区町村の負担軽減を図る観点から、すでに構築されている同システムを利用できるよう検討すべきではないか。

戸籍情報は、市区町村の戸籍事務だけでなく、他の行政事務でも広く利用されている。そうした戸籍情報を利用する事務を一体的に捉え、同システムを利用できるよう検討すべきではないか。

このほか、地方自治体が抱える課題を解決するため、さまざまな方法を検討していただきたい。

戸籍法の趣旨や個人情報の機微度といった形式的かつ抽象的な理由から実現困難とするのではなく、厳密な情報管理の方策を検討するなど、柔軟な視点を持って検討していただきたい。

各府省からの第2次回答

戸籍は、国民の親族的身分関係を登録・公証するものであり機微性の高い情報を含むことから、公用請求は法令の定める事務を遂行するために必要がある場合に限り認めることとしており（戸籍法第10条の2第2項）、戸籍事務を担当する職員が公用請求の権限や必要性、相当性について審査した上で交付を行うことによって個人情報の保護に関する国民の感情に配慮しているところである。

住民基本台帳事務の遂行のために戸籍の情報を必要とする場合、公用請求による必要があるところ、必ずしも戸籍事務担当職員と住民基本台帳事務担当職員は同一ではない中で、同一部署で取扱っていることが多いことのみを理由に、旧氏の登録等に関する事務において、戸籍事務を担当する職員による公用請求の権限や必要性、相当性についての審査を省略して戸籍情報連携システムによる戸籍の情報参照を認めることは困難である。1次回答のとおり、必要に応じて同一市区町村内における広域交付の公用請求により戸籍の情報を確認することが相当である。なお、令和6年3月から開始した運用により、これまでの本籍地市区町村への照会と比較して負担は軽減されている。

一方で、御指摘を踏まえ、公用請求自体の事務処理の効率化について検討する必要があると考えることから、関係省庁とも簡易的な請求方法を調整することとしたい。

なお、広域交付の仕組みを安定的に維持するため、公用請求の利用状況を踏まえながら運用に要する費用負担策を検討する必要がある。

また、旧氏の記載等の手続については、オンライン申請が可能となるよう住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）及び住民基本台帳法施行規則（平成11年自治省令第35号）における必要な措置を可能な限り早期に行う。併せて、マイナポータルの活用についてデジタル庁と協議し、その結果を踏まえ、各市区町村において活用可能なオンライン申請の手法を周知する。

<参考>

○戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条の2第2項

前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体の機関は、法令の定める事務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求の任に当たる権限を有する職員は、その官職、当該事務の種類及び根拠となる法令の条項並びに戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならない。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省、法務省 第2次回答

整理番号	46	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	46)			提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

住民基本台帳法に基づく事務において戸籍情報連携システムの利用を可能とすること

提案団体

茅ヶ崎市、熊本市、指定都市市長会

制度の所管・関係府省

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

住民基本台帳法に基づく事務において戸籍情報連携システムを参照、利用することが認められるよう、戸籍法施行規則第75条の3、令和6年2月26日付法務省民一第500号通達、同日付法務省民一第501号依命通知のうち必要な箇所の改正を求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

現在、国外から日本に住民登録をする際や転入や転居などの異動により既存世帯へ世帯員となる者の続柄の確定、手続を行う者が法定代理権を有する親権者かどうかをはじめとする届出人の資格確認は、住民基本台帳法に基づく事務において、戸籍情報連携システムを参照、利用することが認められていないため、戸籍謄本を持参させるか本籍地への電話照会を行うことしか手段がない。

【支障事例】

戸籍謄本の持参がない場合、住所地市区町村では本籍地市区町村に対し電話により確認を行っており、電話照会を行う際は、各市町村が真正性確保のため折り返し対応を行っていることから時間を要している。また戸籍の届出先の市区町村から電話照会を受けた市区町村においても確認や折り返し先が市町村の電話番号であるかの確認などに事務処理が発生し、回答するためにも10分程度の事務処理を行う時間が発生している。また土日開庁時など本籍地の市区町村が電話対応を出来ない場合、届出の受理が行えないため市民の不利益が生じている。

【制度改正の必要性】

住基事務と戸籍事務はお互い関係性が深く、住民手続きの担当課では戸籍情報連携システムが利用できる戸籍端末が必ず設置されているとともに同じ職員が兼務することもある業務である。本提案が認められることにより電話というアナログ手段での事務処理によることなく、土日関係なく手続が可能となり、また電話照会による待ち時間もなくなるため市民サービスが改善される。

【支障の解決策】

令和6年3月1日の改正戸籍法施行に基づき、戸籍法施行規則第75条の3のとおり、市町村長は戸籍事務の処理に必要な範囲内において、戸籍若しくは除かれた戸籍又は再製原戸籍の副本に記録されている情報を参照することができるとされた。これにより、令和6年2月26日付法務省民一第500号通達及び同日付法務省民一第501号依命通知が発出され、戸籍証明書の広域交付や戸籍届出時の添付負担の軽減等が実現した一方、ここでは、戸籍法施行規則第75条の3における戸籍事務の処理に必要な範囲内について、(1)戸籍証明書等の交付業務、(2)戸籍の届出業務、(3)戸籍の訂正等業務、(4)戸籍の相談業務、(5)その他戸籍事務の遂行に必要な参照と、限定的なものとされた。副本記録情報は戸籍事務のために参照できるものとされており、戸籍事務以外において参照することはできない、とするのが法務省の見解であるが、法令等の整備により、住民基本台帳事務において戸籍情報連携システムを参照、利用することを認めることで支障が解決すると考え

る。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

これまで電話照会のやり取りで発生していた事務処理時間がなくなるため、業務の効率化が図れるとともに、確認する情報の正確性の向上につながる。また住民異動などの住民基本台帳の記載に関わる手続きが完了するまでの時間が短縮されるため、来庁者の待ち時間が減少し市民サービスが改善される。さらに、戸籍謄本の持参が不要になることにより、ペーパーレス化につながる。

根拠法令等

戸籍法施行規則第75条の3、「戸籍情報連携システムを用いた副本情報の参照について」(令和5年1月30日付法務省民事局民事第一課事務連絡)、「戸籍法及び戸籍法施行規則の一部改正に伴う戸籍事務の取扱いについて」(令和6年2月26日付法務省民一第500号通達)、「戸籍法及び戸籍法施行規則の一部改正に伴う戸籍事務の取扱いについて」(令和6年2月26日付法務省民一第501号依命通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、函館市、旭川市、花巻市、多賀城市、郡山市、いわき市、白河市、前橋市、柏市、上田市、名古屋市、豊橋市、半田市、小牧市、亀岡市、豊中市、寝屋川市、西宮市、小野市、安来市、福山市、東温市、南国市、大牟田市、鹿児島市

○住民基本台帳事務においても「戸籍情報連携システム」が利用可能となれば、事務の効率化が図られ、手続きに要する時間も短縮されることから、市民に提供するサービスも改善される。

○戸籍情報連携システムの安定稼働も含め、各都市の繁忙期対策やペーパーレス化に寄与するため、是非対応していただきたい。

○国外転入の日本人住民について、本籍地が他市町村であったため電話照会を行ったが、筆頭者の漢字を誤ってしまい、19条2項通知が届き住民票修正を行った。住民基本台帳事務にも使用できていれば防ぐことのできる誤りであると考えます。

○電話照会を行う場合、本籍地の混雑状況によっては確認に相当の時間を要する場合もあり、住民・住所地・本籍地すべてが時間的コストを払っている。

○現在、国外から日本に住民登録をする際や転入や転居などの異動により既存世帯へ世帯員となる者の続柄の確定、手続きを行う者が法定代理権を有する親権者かどうかをはじめとする届出人の資格確認は、住民基本台帳法に基づく事務において、戸籍情報連携システムを参照、利用することが認められていないため、戸籍謄本を持参させるか本籍地への電話照会を行うことしか手段がない。このため、土曜日等休日及び夜間の窓口開庁を実施した際、相手方市町村が閉庁していると確認が取れず、当日に手続きを完了することができない。

○本籍地市区町村が当市である場合でも、住民自身が戸籍謄本を請求し、それを添付しなければならないことについて住民から苦情があった。

○戸籍情報連携システムを使用すれば、戸籍等の書類の添付が省かれるため、当事者の負担軽減につながる。

○現在、既存世帯への転入手続き時に、世帯主との続柄を確認する際、転入者が戸籍謄本等を持参しない場合、関係自治体への電話による照会を行い、折り返しの電話により続柄を確定させており、転入手続きが完結するまでに時間を要している事実がある。現状、住民基本台帳事務と戸籍事務を同じ部署で職員が兼務していることから当該ケースについては、事務の効率化・市民の手続き時間短縮化に資することから住民基本台帳事務において戸籍情報連携システムの利用が認められることを要望する。

○マイナンバーカード交付等の際、未成年者の親権確認等を電話確認等しなければならず、本籍市町村においても事務の負担となっている。

○手続の際に戸籍謄本を持参する申請者は少なく、都度本籍地に電話で確認を行っており、時間を要する。また、休日開庁や時間外だと、本籍地の自治体が開庁しておらず電話確認ができないこともあり、当日中に手続きが完了しないこともある。

各府省からの第1次回答

戸籍情報連携システムによる戸籍情報の参照については、戸籍法に定められた届出の際の戸籍謄本等の添付を不要とするものであり、住民基本台帳法に基づく事務において利用することは認められていない。一方で、市区町村の機関がする公用請求が同一市区町村内で完結する場合は広域交付の対象とされていることから（戸籍法第120条の2第2項）、戸籍謄本の持参や本籍地への電話照会によらずとも事務処理上必要な事項の確認は可能となっている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

以下の理由により、住民基本台帳法に基づく事務において戸籍情報連携システムの利用を可能とすることについて、改めて検討を求める。

- ①住民基本台帳事務と戸籍事務は密接に関係しており、同一部署内での事務とされることが多いにも関わらず、住民基本台帳事務において戸籍情報連携システムを利用できない合理的な理由が示されていない。
- ②公用請求で確認することと、戸籍情報連携システムで確認することの情報に差異はなく、システム上で確認するか紙で出力するかの違いだけでありペーパーレスや業務の効率化の観点を踏まえてもなお、同システムの利用ができないことは合理的でない。
- ③「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では行政手続のデジタル技術を適用した、さらなる最適化・効率化が求められている。それにも関わらず公用請求で対応した場合、決裁を経て請求を行った上で発行し、職員の審査作業が発生するため時間を要している。また受付、発行、審査を行う職員は同一部署の職員であるため非効率な運用を自治体に強いることになり「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に反するものである。
- ④住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報は住民基本台帳法第30条の9～12の別表第1～4で認められている事務において活用されており、戸籍情報連携システムにおいても事務を限定した上で利用を認めることは可能であると考えられる。
- ⑤現状、「戸籍情報連携システムによる戸籍情報の参照については、戸籍法に定められた届出の際の戸籍謄本等の添付を不要とするものであり、住民基本台帳法に基づく事務において利用することは認められていない」ことは承知しているが、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」第5条の第3項、第4項、及び第16条に基づき、国民の利便性の向上及び行政運営の改善に資することに鑑み、住民基本台帳法に基づく事務において戸籍情報を必要とする事務については、戸籍情報連携システムによる戸籍情報の参照が可能となるよう検討を求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

公用請求での対応は時間を要することもあり、住民サービスの向上及び窓口負担の軽減を図るためにも、提案の実現を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

都道府県をはじめとする地方自治体の事務処理において、アナログ的な手法による多大な負担が生じていることは明確である。地方自治体職員の担い手不足が懸念される現在において、行政の効率化やデジタル化を進め、都道府県及び市区町村の負担軽減を図る観点から、すでに構築されている同システムを利用できるよう検討すべきではないか。

戸籍情報は、市区町村の戸籍事務だけでなく、他の行政事務でも広く利用されている。そうした戸籍情報を利用する事務を一体的に捉え、同システムを利用できるよう検討すべきではないか。

このほか、地方自治体が抱える課題を解決するため、さまざまな方法を検討していただきたい。

戸籍法の趣旨や個人情報の機微度といった形式的かつ抽象的な理由から実現困難とするのではなく、厳密な情報管理の方策を検討するなど、柔軟な視点を持って検討していただきたい。

各府省からの第2次回答

戸籍は、国民の親族的身分関係を登録・公証するものであり機微性の高い情報を含むことから、公用請求は法令の定める事務を遂行するために必要がある場合に限り認めることとしており（戸籍法第10条の2第2項）、戸籍事務を担当する職員が公用請求の権限や必要性、相当性について審査した上で交付を行うことによって個人情報保護に関する国民の感情に配慮しているところである。

住民基本台帳事務の遂行のために戸籍の情報を必要とする場合、公用請求による必要があるところ、必ずしも戸籍事務担当職員と住民基本台帳事務担当職員は同一ではない中で、同一部署で取扱っていることが多いことのみを理由に、住民基本台帳事務において、戸籍事務を担当する職員による公用請求の権限や必要性、相当性についての審査を省略して戸籍情報連携システムによる戸籍の情報参照を認めることは困難である。1次回答のとおり、必要に応じて同一市区町村内における広域交付の公用請求により戸籍の情報を確認することが相当である。なお、令和6年3月から開始した運用により、これまでの本籍地市区町村への照会と比較して負担は軽減されている。

一方で、御指摘を踏まえ、公用請求自体の事務処理の効率化については検討する必要があると考えることから、関係省庁とも簡易的な請求方法を調整することとしたい。

なお、広域交付の仕組みを安定的に維持するため、公用請求の利用状況を踏まえながら運用に要する費用負担策を検討する必要がある。

<参考>

○戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条の2第2項

前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体の機関は、法令の定める事務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求の任に当たる権限を有する職員は、その官職、当該事務の種類及び根拠となる法令の条項並びに戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならない。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省、国土交通省、環境省 第2次回答

整理番号	121	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	121)			提案分野	01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

景観計画の策定・変更における都市計画審議会への意見聴取を不要とすること

提案団体

水戸市

制度の所管・関係府省

農林水産省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

景観法では、景観計画を策定又は変更(以下「変更等」という。)する場合、都市計画審議会(以下「都計審」という。)の意見聴取手続きを義務付けているが、計画変更等に際し、都市計画との整合を図るための措置が講じられる場合は当該手続きを不要とするよう見直しを求める。

【措置例(下記の措置は当市において既に実施)】

- ・条例で景観審議会(以下「景観審」という。)を設置して景観計画変更等の審議を行う場合、景観審に都計審の委員を構成員として加える
- ・都市計画担当部署と景観担当部署との間で十分な連携・調整を図る等

具体的な支障事例

【現行制度】

景観法の規定により、景観計画を変更等する場合は、都計審の意見を聴かなければならないとされている。

【支障事例】

景観審と都計審を両方設置する地方自治体では、景観計画の変更等にあたり、都計審の委員を景観審の構成員として加えた上での景観審における審議や、都市計画担当部署と景観担当部署の間での綿密な調整の実施など、都市計画との整合を図るための措置を講じることが合理的と考えられ、多大な人員と労力を投入して別途都計審を開催する必然性は乏しい。

また、景観計画は、都計審の議論としては相応しくない内容が多い。例えば、必須記載事項である「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」のうち、景観形成基準で定める建築物の意匠の基準、色彩のマンセル値、アクセントカラーの使用可能割合等については、景観計画の基幹的内容かつ計画を参照する設計者等にとって関心の高い重要な内容であり、景観審の議論には相応しい一方で、都市計画や土地利用制限という観点からは軽微な内容であり、都計審において議論すべき論点が乏しく、形式的な開催となりがちである。

さらに、行政手続のバランスの観点からも不適切である。例えば、用途地域の変更など都市計画の重要な決定でも審議会は都計審を1回を開催すれば足りるが、景観計画の変更等の場合、内容が軽微なものであっても景観審1回と都計審1回の最低2回の審議会開催が必要になる。

【制度改正の必要性】

自治事務である景観計画の変更等にあたっては、プロセスを含め策定主体である地方自治体の意思と責任において主体的に決定していくことが地方分権の時代において望ましい。

平成16年の景観法施行以降、多くの地方自治体で景観条例制定・景観審設置が進んでおり、景観計画の変更等に際しては、新たに設置された景観審で活発で有意義な議論がなされているところ。

支障事例で挙げた内容は、各地方自治体が景観計画の変更等を行う際の負担であるとともに、景観計画の新規策定を躊躇する要因の一つとも考えられる。

今回の提案は、国土交通省が推進してきた景観行政の成果により、全国で景観条例の策定や景観審の設置等

が進み、景観計画の変更等において景観審が大きな役割を果たすようになってきた現況等を踏まえたうえで、効果的かつ効率的な見直しを求めるものである。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

審議会開催に係る事務負担の軽減は、地方自治体において景観を取り巻く状況の変化等に即応した機動的かつ積極的な計画変更を可能とし、景観計画新規策定自治体の増加にも資するもの。
また、論点の乏しい形式的な都計審の開催の必要がなくなり、都計審委員にとっても負担の軽減につながる。
さらに、景観計画の変更等にあたり、景観担当部署において、都市計画と整合を図るための措置を主体的に検討することの契機になり、地方自治体の自主性及び自律性の向上にも寄与する。

根拠法令等

景観法第9条第2項及び同条第8項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、八王子市、山梨県、浜松市、名古屋市、高松市、熊本市

○都市計画審議会に「意見を聴く(意見聴取)」こととされているが、都市計画審議会における具体的な意見の取扱いに苦慮している。景観計画特有の専門性の高い内容(例:色彩基準等)に対して、都市計画審議会委員から「都市計画マスタープランとの整合性を判断し難く、そこを景観審議会で判断されているのであれば、意見が述べ難い」などの感想があった。

○現行法は、景観計画の変更のうち、軽易なものであっても都市計画審議会への意見聴取が必要となるため、事務手続き上の負担が生じている。明らかに都市計画マスタープランとは関係ない部分(例:景観計画に掲載された他計画の名称や地域資源図の更新など)の変更であれば不要とすることができるようにするなど、除外規定の設定が望まれる。

○都市計画審議会に景観計画案を提示するにあたり、景観審議会における調査審議を経ることとなるが、審議結果によっては想定より多く景観審議会での調査審議を要することも考えられる。その場合、都市計画審議会開催のためのスケジュール調整を極めて短期間で行わなければならないが、開催要件である委員の過半数出席や会場の確保など開催に向けた調整に支障が生じることが予想される。また、景観計画で規定する内容は、都市計画や土地利用制限の観点からは軽微な内容であり、都市計画審議会において、色彩等に関する技術的議論が展開されるとは考えづらく、形式的な議論に終始することが想定される。さらに、当市では、景観審議会において、「特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる」という規程があり、都市計画審議会委員の出席も可能である。当市では、都市計画と景観を同一部署で担当しているため、連携・調整について問題はない。以上のことから、都市計画担当と景観担当の連携のもと、都市計画審議会での意見聴取という手続きを経なくても都市計画の視点を理解したうえでの景観計画の変更等は可能である。景観法による意見聴取手続きの義務付けは市町村にとって過大な負担となっており、撤廃を求めるものである。

○県の広域景観計画の対象地域にある市町村が、独自に景観行政団体となり、景観計画を策定する場合、県の広域景観計画対象から単純に抜ける等のケースが想定される。しかしながら、そういった都市計画審議会から意見を徴する意味合いが薄い内容による、計画修正等の場合においても、意見を徴することが求められていることから、実務上、必要と思われる事案について実施することができるような、事務手続き上の柔軟性等の検討は必要であると考えられる。

○景観計画の変更に時間を要すると、新基準の適用が遅れ、その間に建物が建ってしまうと、次に建て替わるまでの数十年間既存不適格状態となってしまう。そのため、迅速に適用する必要がある。当市では都計審と同時期に景観審を開催することとしているが、景観計画の変更を行う場合、景観審において聴取した意見を反映させようと思うと、同時期に開催する都計審に諮ることは困難であることから3～4か月先の次の都計審に諮るスケジュールを引かざるを得ず、機動的な変更が困難となってしまう。通常景観計画を変更する際には、景観審において専門部会を組織し十分な審議を経て進めることから、都計審への意見照会は法令上の手続き

に過ぎないものとなっているのが実態である。

○当市も景観審と都計審を両方設置している。昨年度の計画改定の際に景観計画改定専門部会を設置したが、提案団体同様、都計審の委員を景観審の専門部会の構成員として加えた。その後の都計審では、報告という位置付けで意見聴取を行った。景観計画の変更における都市計画との整合性の確認は、景観審(あるいは専門部会)に都計審の委員を組み込むことで十分事足りるため、多大な人員や労力を投入して別途都計審を開催する必然性は乏しいと感じる。

各府省からの第1次回答

景観法においては、都市計画で定める内容との整合性の確保の観点から景観行政団体の判断が適切になされるよう、都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分について、景観計画を策定又は変更しようとするときは、あらかじめ、都市計画審議会の意見を聴かなければならないこととしている。

なお、景観計画は都市計画ではないため、都市計画審議会の議を経ることまでは求めておらず、意見を聴くこととするにとどめている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第1次回答では、都市計画で定める内容との整合性の確保の観点から景観行政団体の判断が適切になされるよう、都市計画審議会の意見を聴かなければならないこととしているとのことであるが、都市計画との整合性の確保という目的の達成手段としては、本市が提案した、都市計画審議会の委員を景観審議会の構成員として加えた上で景観審議会における審議を行うことや、都市計画担当部署と景観担当部署との間での綿密な調整を行うといった措置内容の方が、簡潔に目的を達成できるため合理的であると考えます。

また、景観計画は都市計画ではないため、都市計画審議会の議を経ることまでは求めておらず、意見を聴くこととするにとどめているとのことであるが、都市計画審議会の「議を経ること」と「意見を聴くこと」、どちらでもあっても、都市計画審議会の開催に係る膨大な事務負担や都市計画審議会委員の負担は変わらない。さらに、計画行政を巡る大きな情勢変化として、国では、「計画策定等における地方分権改革の推進について～効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド～」を令和5年3月31日に閣議決定し、その中で、国・地方を通じて負担の適正化を図るため、計画等の手続は各地方公共団体の判断に委ねることとすることを定めている。そのため、各関係主体においては、今後の計画行政の推進に当たり同ナビゲーション・ガイドの趣旨や内容に沿って制度の見直しを進めることが必要な状況になっているところである。

これらを踏まえ、景観計画の策定又は変更に当たっては、都市計画との整合を図るための必要な措置が講じられることを条件として、当該手続を不要とするよう御検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【八王子市】

「景観計画を策定又は変更しようとするときは」との記載により、輕易な変更であっても都市計画審議会の意見聴取が必要となる。このことについて、除外規定の設定や運用指針などの明示により、各自治体の判断により実務上の負担軽減が図れるような措置を求めたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

都道府県に与える影響を踏まえ、慎重な対応を求める。

【全国市長会】

提案の実現を求めるものであるが、都市計画マスタープランや立地適正化計画などの都市計画に直接関わるような内容変更は別として、他計画の名称や地域資源図、写真などの変更、最新データへの更新など、軽微な変更については、都計審への意見聴取を不要とする除外規定を求める意見も寄せられている。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

「計画策定等における地方分権改革の推進について～効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガ

イド～」(令和5年3月閣議決定)において、「計画等の内容や手続は各地方公共団体の判断に委ねること」とされていることから、都市計画審議会の意見を聴くかどうかについて、地方自治体の判断に委ねるべきではないか。

都市計画に影響があるまちづくり施策全てにおいて都市計画審議会の意見聴取が必要とされているわけではなく、景観計画の軽微な変更等は意見聴取を不要とすることができるのではないか。

軽微な変更、都市計画に影響がないものなど、内容によって、都市計画審議会の意見聴取を不要とすることはできないか。あるいは、都市計画審議会において景観審議会等の判断に委ねる項目を決め、当該項目については都市計画審議会の意見聴取を不要とすることはできないか。

意見聴取の方法として、都市計画審議会において受命した者に意見を聴くことや、書面・メールにより意見を聴くことなど、柔軟に対応できるようにすべきではないか。

各府省からの第2次回答

景観計画の策定・変更に当たり、専門家、学識経験者等からなる景観審議会等の第三者機関からの専門的知見を踏まえつつ、議論等を行うことは、景観法運用指針(平成16年12月国土交通省、農林水産省、環境省)にも記載している通り、景観法の運用の観点から望ましいことである。

一方で、景観審議会は景観法で位置づけているものではなく、地方自治体が任意で条例を定めることにより設置している第三者機関であり、そこで審議する内容についても景観法で位置づけておらず、都市計画審議会の代わりになるものではない。

そのため、景観審議会での議論をもって、都市計画審議会への意見聴取を不要とすることはできない。